

我が国における特定一種病原体による重症感染症に対する治療体制の確立

令和4年度からBSL-4施設で「治療体制の確立」に関する作業を実施予定

現状

- BSL-4施設が稼働した令和元年度から令和3年度までは、「感染症ウイルスを用いた一類感染症の検査方法の整備」のための作業を行ってきた。
- 当作業により、迅速で精度の高い病原体の検出・検査法の整備が行われ、日本国内への輸入例が発生した場合は、迅速な確定診断及び医療機関への搬送が可能となった。

令和4年度以降について

- 検査・診断方法が確立したことを踏まえ、令和元年7月1日の厚生労働大臣確認事項にある感染者の生命を守るために必要な治療体制を構築するための作業を実施することとした。
- 具体的には、令和4年度から「我が国における特定一種病原体による重症感染症に対する治療体制を確立」するため、「BSL-4施設を用いた特定一種病原体に対する抗ウイルス薬候補の評価」、「特定一種病原体感染者の治療体制構築にむけたNCGMとNIID間の連携基盤の確立」を行う。

※令和元年7月1日の厚生労働大臣確認事項（抜粋）

- 2 村山庁舎のBSL-4施設の使用は、感染者の生命を守るために必要な診断や治療等に関する業務に特化する。